

東大阪市環境基本条例

平成13年3月31日
東大阪市条例第8号

東大阪市の環境保全に関する基本条例（昭和48年東大阪市条例第8号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条・第8条）

第3章 環境の保全及び創造のための施策（第9条 - 第23条）

第4章 地球環境保全の推進（第24条）

第5章 東大阪市環境審議会（第25条）

附則

人は、自然の恵みのもとで、生命を育み、文化・文明を発展させてきた。

しかし、近年の急速な社会経済の発展は、私たちに物質的な豊かさや飛躍的な利便性をもたらしたが、一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、環境への負荷を増大させ、自然の生態系にまで影響を及ぼし、私たちの生命と生活の源である地球の環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、すべての市民は、将来にわたり豊かな環境を享受し、安全で健康かつ文化的な生活を営む基本的な権利を有するとともに、かけがえのない地球を守り、豊かな環境を保全しながら将来に引き継いでいかなければならない。

私たちの住む東大阪市は、先人が大和川の付替えや新田開拓により発展の礎を築き、生駒山の豊かな緑を後背地に、幹線道路や流通拠点の整備が進む中で人口と事業所が集中し、活力ある中小企業や若い人々を育む大学が集まるなど、多様で個性ある都市を形成している。

本市は、環境行政の基本として、市域における公害を未然に防止し、あわせて地域環境の改善を図るための施策を積極的に進めてきた。今後、さらに、地球環境にも配慮しながら、人の営みと自然が調和した環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に

努める必要がある。

よって、本市に集うすべての人々の協働のもとに、豊かな環境を保全及び創造するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、東大阪市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことができる豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承されるように行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然の生態系が健全に維持され、人と自然が共生する都市が

実現されるように行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの立場から自らの行動及び事業活動を見直し、あらゆる社会経済活動その他の活動に、資源の循環的な利用等環境への配慮を取り入れることによって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されるように行わなければならない。

4 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において環境に配慮した行動を行うこと等により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するとともに、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する自発的な活動を支援する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造のための活動を自発的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に係る必要な措置を自主的かつ積極的に講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその再使用、再利用及び適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 公害を防止し、及び大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 潤いと安らぎのある魅力ある都市空間の形成、地域の個性を活かした都市景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等により、快適な都市環境を創造すること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全し、人と自然が共生できる豊かな環境を確保すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東大阪市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、東大阪市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための施策

(施策の策定等に当たっての措置)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置等)

第 1 1 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する活動が促進されるように、経済的な助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等に係る適正で公平な経済的負担の措置について、調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるものとする。

(快適な都市環境の創造等)

第 1 2 条 市は、快適な都市環境を創造するため、潤いと安らぎのある魅力ある都市空間の形成、地域の個性を活かした都市景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、人と自然が共生できる豊かな環境を確保するため、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等)

第 1 3 条 市は、公共下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の快適な生活環境を創造するための施設の整備を推進するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の推進等)

第 1 4 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制等を積極的に推進するものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第 1 5 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環

境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進等)

第16条 市は、市民等による自発的な緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者が、その事業活動に伴って生じる環境への負荷を低減するために行う環境保全に関する目標の設定、達成状況の評価等の自主的な実施が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の教育及び学習の振興等並びに前条の自発的な活動の促進等に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加等)

第18条 市は、市民等の参加、協力及び連携により環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視体制の整備等)

第19条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(公害に係る健康被害の救済)

第21条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 2 3 条 市長は、毎年、環境の状況並びに市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 4 章 地球環境保全の推進

第 2 4 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、市民等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等に努めるものとする。

第 5 章 東大阪市環境審議会

第 2 5 条 環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 4 条の規定に基づき、東大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）環境基本計画に関し、第 8 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

（2）市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

（3）前 2 号に掲げるもののほか、法令（条例を含む。）の規定によりその権限に属せられた事務

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 3 項及び第 2 5 条の規定は、規則で定める日から施行する。